

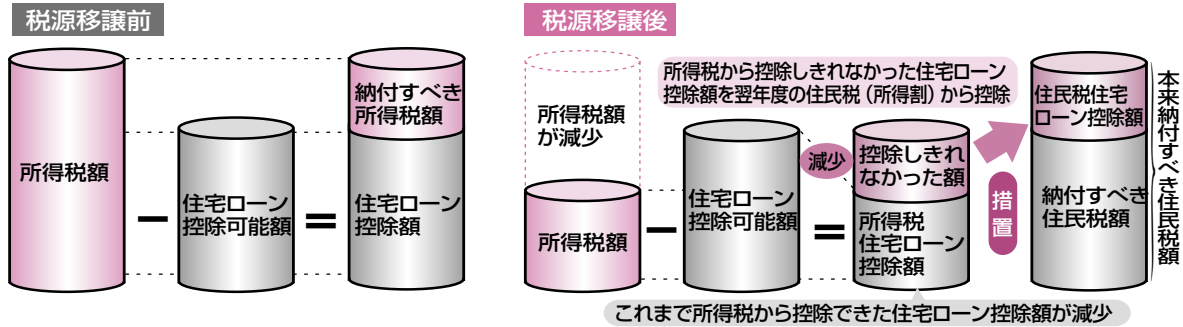
申告が必要です!

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

申告期間
平成20年
3月17日
まで

◆市県民税に住宅ローン控除が創設されました

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。そこで、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を、翌年度の住民税（所得割）から控除する措置が設けられました。



【対象者】

平成11年から18年までに入居し、平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用のある人で次の①または②に該当する人

- ①給与所得者については、平成19年分の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合
- ②確定申告をされる人については、平成19年分の所得税額を計算した場合に、住宅借入金等特別控除額が所得税から引ききれなかった場合

※平成19年以降に入居した人は、「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。

【申告方法】

平成19年分の所得税で控除しきれない額がある場合は、平成20年3月17日までに、「市県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

※この措置は、平成20年度から28年度の住民税に適用され、毎年申告が必要となります。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない人	源泉徴収票を添付して市役所・支所へ提出
所得税の確定申告をされる人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

申告が必要です!

平成19年中の所得が減って所得税が課されなくなった人

申告期間
平成20年
7月1日～31日
まで

◆年度間の所得変動に伴う減額措置があります

退職などの理由で平成19年分の所得税がかからなくなると、所得税が減額されないまま住民税の負担のみが増えてしまいます。この税源移譲による影響を調整するため、平成19年度分の住民税を減額する措置が設けられました。

【対象者】

次の①と②の両方を満たす人

- ①平成19年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く） > 所得税との人的控除の差額の合計額
- ②平成20年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む） ≤ 所得税との人的控除の差額の合計額

【申告方法】

この減額措置を受けるためには、平成19年度住民税を課税している市区町村に対して減額申告書を提出する必要があります。

平成19年から税源移譲によって、所得税・住民税が変わっています。

身近でよりよい行政サービスを行うため、国（所得税）から地方（住民税）への「税源移譲」が始まりました。それに伴い、ほとんどの人は、平成19年分の所得税が減り、その分平成19年度の住民税が増えています。

個人住民税の改正・償却資産の申告について

◆地震保険料控除が創設されました！

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

損害保険料控除

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

平成19年度課税分まで

(所得税は平成18年分)



控除内容	控除限度額	
	【住民税】	【所得税】
①長期損害保険 (保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円	15,000円
②短期損害保険 (長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円	3,000円
①と②がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円	15,000円

地震保険料控除

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

平成20年度課税分から

(所得税は平成19年分)

控除内容	控除限度額	
	【住民税】	【所得税】
①地震保険料契約に関する保険料の1/2 (所得税は保険料全額)	25,000円	50,000円
②長期損害保険 (※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約のみ適用)	10,000円	15,000円
①と②がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円	50,000円

※短期損害保険料控除は廃止されます。

※一つの契約で①と②の両方に該当する場合は、どちらかを選択し控除額を算定します。

【問い合わせ先】 市役所税務課市民税係 ☎24-2111 (内線129、130、131)

【申告書の提出について】
該当する償却資産を平成19年12月31日現在所有している個人または法人は、申告書に必要事項を記載して、市役所税務課または各支所総務課まで提出してください。

【償却資産とは】
商店や工場などを経営している個人または法人が、その事業のために用いることができる土地・家屋以外の事業用資産(構築物、機械、器具、備品など)で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得計算上損金または必要経費に算入されているものです。

【申告の不要なもの】
○耐用年数が1年未満のもの
○取得価格が20万円未満で3年以内の一括均等償却するもの(平成元年3月1日以前のもの)
○取得価格が10万円未満で一時損金に算入されたもの(ただし、少額多量資産に適用は、申告が必要)
○鉱業権、特許権、営業権、商業権などの無形減価償却資産
○自動車税および軽自動車税の課税対象となる車両など

【提出期限】
平成20年1月31日(木)

【問い合わせ先】
市役所税務課固定資産税係
(内線126・127・128)

今年も償却資産の申告の時期になりました。対象となる償却資産、申告の方法などは次のとおりです。

償却資産の申告について

資産種類	課税の対象となる資産 (例)
構築物	構内舗装、門、塀、フェンス、緑化施設などの外構工事、看板(広告塔)など
機械および装置	各種製造加工設備、電気通信事業用設備、建設機械、印刷機械、立体駐車場設備など
船舶・航空機	ボート、遊漁船、ヘリコプターなど
車両および運搬具	大型特殊自動車、フォークリフト、構内運搬車など
工具・器具	切削工具、測定工具、金型、陳列ケース、机、椅子、ロッカー、事務機器、医療機器、厨房用品、娯楽用器具、自動販売機など

平成20年4月から国民健康保険が変わります！

75歳で国民健康保険の資格がなくなります

75歳以上のすべての人（65～74歳の人で一定程度の障害の認定を受けた人を含む）は国民健康保険の資格を喪失し、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

	国 保 資 格	国民健康保険税の納付
平成20年4月1日までに75歳以上の人、または65～74歳の人で一定程度の障害の認定を受けている人	平成20年3月31日まで	平成20年3月分まで
平成20年4月2日以降に75歳になる人	75歳の誕生日の前日まで	誕生月の前月分まで
平成20年4月2日以降に65～74歳の人で一定程度の障害の認定を受けた人	認定を受けた日の前日まで	認定月の前月分まで

国民健康保険税が年金より天引き（特別徴収）されます

平成20年4月1日時点で国民健康保険の被保険者全員が65～74歳である世帯は、平成20年4月から国民健康保険税が原則として世帯主の年金から天引き（特別徴収）されます。ただし、以下の場合は特別徴収されず、口座振替または納付書による納付（普通徴収）となります。

特別徴収されない場合

- 世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合
- 世帯主の年金額が年額18万円未満*の場合
- 介護保険料と国民健康保険税との合算額が、年金受給額の2分の1を超える場合

*特別徴収される年金の種類には優先順位が決められています。年金を複数受給している場合、合計が年額18万円以上あっても、優先順位の上位の年金が18万円未満の場合は特別徴収されません。

○特別徴収の対象となる場合でも、平成20年度中に75歳になる人は、特別徴収期間が1年未満と短く、徴収方法が何度も変更となるため、平成20年度に限り特別徴収は行いません。

○現在、口座振替を利用されている人も、特別徴収の対象になる場合は特別徴収が優先されます。

○平成20年4月2日以降に国民健康保険の被保険者全員が65～74歳になる世帯で、特別徴収の対象となる場合は、平成20年10月以降から特別徴収が開始となります。

特別徴収の仕組み

特別徴収の人は、年金受給月ごとの納付（天引き）となります。

平成20年度						平成21年度
4月	6月	8月	10月	12月	平成21年2月	4・6・8月
仮徴収			本徴収			仮徴収
平成19年度の国民健康保険税をもとに計算した額が天引きされます。該当する人には仮徴収税額を3月31日までに通知します。			7月に平成20年度分の国民健康保険税額を決定し通知します。その税額から、既に納付済の仮徴収分を除いた額が天引きされます。			平成21年2月と同額が天引きされます。税額の変更がない場合は通知しません。

【問い合わせ先】 市役所税務課市民税係 ☎24-2111（内線129）

連載シリーズ

シリーズ

後期高齢者医療制度

No.7

75歳以上の方などへ

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります。

平成20年4月1日からは、75歳以上のすべての高齢者が後期高齢者医療制度に加入することとなります。制度の見直しを含めた主なポイントについてお知らせしますが、今後も正式な内容が固まった段階であらためてお知らせいたします。

1 平成20年4月から新たに施行される後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料については、平成20年4月から9月までの6カ月間は無料となり、平成20年10月から21年3月までの6カ月間は、均等割額が9割軽減されます。

【対象者】75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人で、平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日に被用者保険（※国保は除く）の被扶養者となっている人

◎昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の人については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、均

等割額が5割軽減されることとなっており、今回の措置はそれに加えて行うものです。

2 これまでは、ほとんどが一世帯に一枚の被保険者証でしたが、新しい制度では、一人一枚の保険証を持つこととなりますので、病院で受診する際には、必ず保険証を提示してください。なお、保険証は平成20年3月中に郵便で送ります。

3 新しい制度では、高齢者の方々にも公平に保険料をご負担いただくこととなります。広域連合で県内均一の保険料率を決定し、保険料は被保険者一人ひとりに対して、その人の所得に応じて負担いただく部分（所得割額）と被保険者の皆様に等しくご負担

いただく部分（均等割額）との合計額となります。

4 低所得者世帯に属する人については、所得に応じて均等割額を軽減（7割・5割・2割）し、また保険料はどんなに所得の高い人でも年額50万円が上限となります。

5 年間18万円以上の年金を受給している人は、年金から保険料が天引きされます。（特別徴収）

年金額が年額18万円未満の人は、市に納付していただきます。（普通徴収）

また、保険料と介護保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える人は、市が普通徴収を行います。

問い合わせ先

○愛媛県後期高齢者医療広域連合
松山市北条辻6番地（松山市役所北条支所2階）
☎089(911)7733
FAX 089(911)7735
E-mail: info@ehime-kouiki.jp
http://www.ehime-kouiki.jp/

○市役所保険環境課老人保険係
☎242111（内線155）

寝たきり高齢者などの障害者控除について

身体障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、要介護認定者などで、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、市で認定書を交付します。本人または扶養者が、この認定書で確定申告・住民税申告をすると、所得控除（障害者控除）の対象となります。

■認定書交付対象者
大洲市に住所を有する人で次の1〜5のいずれかの状態にあると市長が認定した人。

【障害者】

- 1 身体障害者（3〜6級）に準ずる障害がある人
- 2 知的障害者（軽度・中度）に準ずる障害がある人

【特別障害者】

- 3 身体障害者（1・2級）に準ずる障害がある人
- 4 知的障害者（重度）に準ずる障害がある人
- 5 寝たきり高齢者

※1〜5に該当する場合は、介護認定資料・医師の診断書などをもとに、市の認定基準表で判定します。なお、要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります。

※既に身体障害者手帳などで控除を受けている人および本人または扶養者が非課税で申告をする必要のない人は該当になりません。

【問い合わせ先】
市役所高齢福祉課高齢者福祉係（内線171）

